

# 松本労働基準監督署

## 平成 29 年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

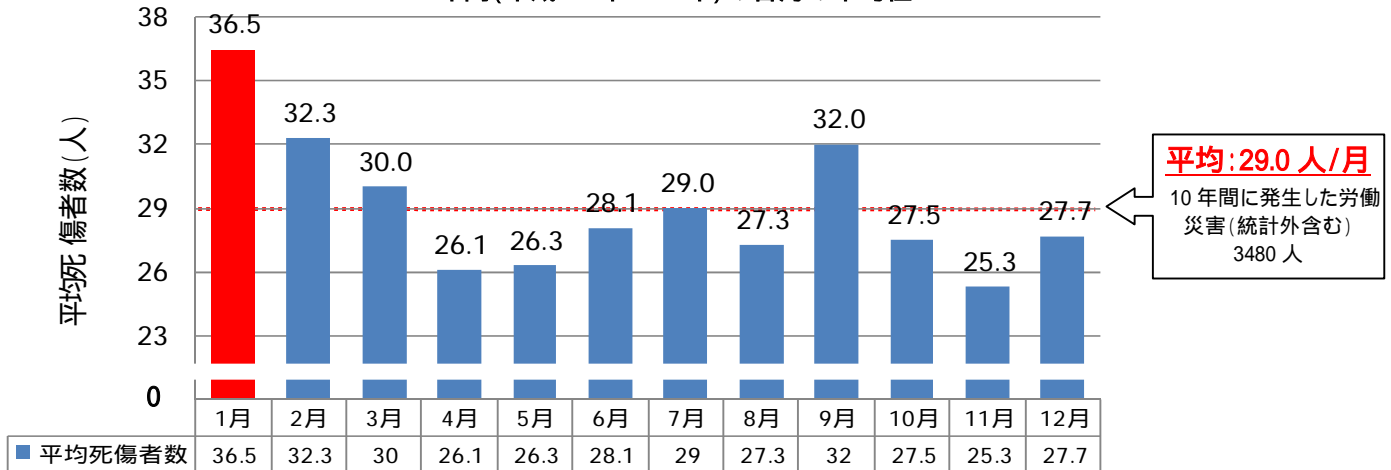
例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。

特に寒さが厳しくなる 1 月から 3 月には予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間に「平成 29 年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

各職場におかれましては、事業場内・外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、笑顔の新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。

### 月別の死傷者数

10 年間(平成 19 年～28 年)の各月の平均値



### ◆1月は災害多発月!!

過去 10 年間（平成 19 年から平成 28 年まで）に発生した休業 4 日以上の労働災害を発生月別でみると 1 月が 36.5 人で最も多く、月平均の 29.0 人と比較して 7.5 人（率にして 25.9%）多い状況にあります。

新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まず 1 月の労働災害をゼロに収め、ひいては平成 30 年をゼロ災害の年としていただくよう期待します。

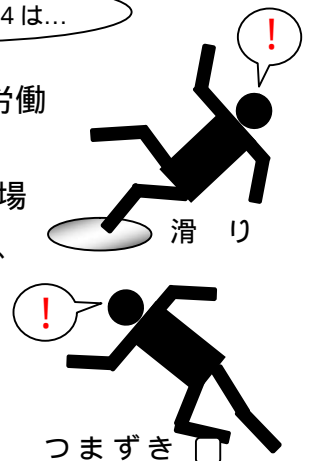
### ◆労働災害原因 第1位「転倒災害」

労働災害の 1 / 4 は...

当署管内で最も多い災害は「転倒災害」です。平成 28 年においては、労働災害全体の 24.8% が、「転倒災害」で発生しました。

冬季間は、通路の凍結や積雪による転倒災害が多発することから、事業場敷地内（労働者が使用する駐車場含む）に危険な凍結・積雪箇所がないか、通路の安全が確保されているか確認し、除雪等の転倒災害防止対策を講じてください。

なお、転倒災害は、50 歳以上の年齢層において多発し、被災程度も重篤化する傾向があるので、周知啓発を十分行ってください。



## ◆労働災害原因 第2位 「墜落・転落災害」

照明設備の交換や清掃等の作業など高い位置で作業をする際に、不安定な足場から墜落・転落する労働災害が発生しています。また、使用中のはしごや脚立が倒れる、又は滑動することによる墜落災害も発生しています。

墜落・転落のおそれがある高所で作業をする場合は、作業に応じた作業床（手すりがある足場等の設備）や昇降設備等を設けることが基本です。

作業床の設置が困難な場合は、安全带・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）を着用する等の墜落防止対策を徹底しましょう。



## ◆労働災害原因 第3位 「はさまれ・まきこまれ災害」

機械設備の点検・整備・清掃・調整時等に、機械の可動部分にはさまれたり、回転部分に手足等を巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合やゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」など運転を禁止する旨の表示を徹底しましょう。



衣服の巻き込まれを防止！

## ◆労働災害原因 第4位 「動作の反動・無理な動作災害」

近年、作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする労働災害が増加しており、その大部分が「腰痛災害」です。

特に冬季間は寒さで身体が硬くなりがちであり、腰痛が発生しやすい環境にあります。

作業前には腰痛体操等のストレッチを行い、可能であれば作業場所の温度を適温に保つか、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。



腰に負担がかかる作業姿勢は避ける

## ◆事業場実施事項

本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。

安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。

経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。

労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たっての必要な知識を付与する。

凍結・積雪による転倒災害を防止する。

除雪機械等を用いた除雪作業における労働災害防止対策を講じる。

建設工事現場における積雪・凍結を原因とした高所からの墜落・転落災害、転倒災害等の労働災害防止対策を講じる。

スリップ等による交通労働災害防止対策を講じる。

山間部等での作業においては雪崩災害防止対策を講じる。

暖房器具・内燃機関等による一酸化炭素中毒防止対策を講じる。

